

郡山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月8日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第32号

郡山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

郡山市職員の給与に関する規則（昭和40年郡山市規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 減額すべき給与額の計算の基本となる勤務しない時間数は、その給与期間中における勤務しない時間数の合計数によるものとする。この場合において、その合計数が30分に満たないとき又はその合計数に30分未満の端数が生じたときは切り捨て、その合計数又はその端数が30分以上1時間未満であるときは1時間とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 負傷又は疾病により勤務しなかった期間（公務災害等によるものを除く。）から週休日、条例第17条第3項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに勤務時間条例第7条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日（以下この項及び次条において「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2 減額すべき給与額の計算の基本となる勤務しない時間数は、その給与期間中における勤務しない時間数の合計数によるものとする。この場合において、その合計数が30分に満たないとき又はその合計数に30分未満の端数が生じたときは切り捨て、その合計数又はその端数が30分以上1時間未満であるときは1時間とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 負傷又は疾病により勤務しなかった期間（公務災害等によるものを除く。）から週休日、条例第17条第3項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに勤務時間条例第7条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日（以下この項において「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 <u>第3項の期間の計算については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143</p>

7 (略)

(期末手当及び勤勉手当の期間の計算)

第25条の2 第23条及び前条の期間の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条の例による。
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員であった期間にあっては、当該期間（当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあっては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。）における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間）をもって1日とする。
- (3) 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間（休職にされていた期間を除く。）を計算する場合、執務時間が午前8時30分から午後0時30分までとされている日又はこれに相当する日については、

条の例による。

- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1月とし、時間を日に換算する場合は、1週間から週休日を除いた1日の平均勤務時間をもって1日とする。
- (3) 前号の場合における負傷又は疾病により勤務しなかった期間（休職にされていた期間を除く。）を計算する場合、執務時間が午前8時30分から午後0時30分までとされている日又はこれに相当する日については、日を単位とせず、これらの日に割り振られた勤務時間をもって計算する

8 (略)

日を単位とせず、これらの日に割り振られた勤務時間をもって計算する

。

(4) 前3号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における前条第2項第4号に規定する期間を計算する場合は、日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは7時間45分をもって1日とし、日を月に換算するときは30日をもって1月とする。

(5) 前各号の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における負傷又は疾病により勤務しなかった期間及び介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間並びに前条第2項第6号及び第7号に定める30日を計算する場合は、次に定めるところによる。

ア 週休日及び休日等を除く。

イ 日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは7時間45分をもって1日とし、日を月に換算するときは30日をもって1月とする。

第25条の3 (略)

第25条の2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。